

(1) 現状の水害リスク情報や取組状況の共有

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

岩木川水系

参考資料3

項目	青森市	弘前市	黒石市	五所川原市	つがる市	平川市	西目屋村
避難勧告等の発令基準	<p>【避難準備情報】</p> <p>○浪岡川 避難判断水位（2.20m）に到達し、1時間後に氾濫危険水位（2.50m）に達すると予測され、なお水位の上昇が見込まれるとき。</p> <p>○十川 避難判断水位（2.90m）に到達し、1時間後に氾濫危険水位（3.40m）に達すると予測され、なお水位の上昇が見込まれるとき。</p> <p>【避難勧告（状況によっては避難指示）】</p> <p>○浪岡川 ・氾濫危険水位（2.50m）に到達した場合 ・河川はん濫のおそれがあるとき。</p> <p>○十川 ・氾濫危険水位（3.40m）に到達した場合。 ・河川はん濫のおそれがあるとき。</p>	<p>(1) 避難準備情報 ・避難判断水位に達し、なお水位の上昇が予想される場合 (概ね1時間後に氾濫危険水位に到達する) ・漏水（浸透・浸水）箇所等が発見した場合</p> <p>(2) 避難勧告 ・氾濫危険水位に到達した場合 ・避難判断水位を超えた状態で、水位が堤防高を超えることが予想される場合 (急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合) ・河川施設が被害を受け、氾濫のおそれがある場合 ・堤防の決壊に繋がるような、異常な漏水（浸透・浸食）箇所等が発見した場合</p> <p>(3) 避難指示 ・異常な漏水（浸透・浸食）の進行や堤防本体の亀裂等により、決壊のおそれが高まった場合 ・水位が堤防高に達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれがある場合） ・堤防の決壊や越水・溢水の発生又は氾濫発生情報が発表された場合</p> <p>※避難勧告等は、上記の基準を参考に気象予測や河川水位等の情報、河川巡視等の状況を踏まえて、総合的に判断して発令する。</p>	<p>・本市には、国や県が指定する洪水予報河川、水位周知河川がないことから、水害については、中小河川・水路等の増水、降った雨が排水処理されずに引き起こされる内水はん濫等があった場合を想定し、避難勧告等の発令の基準を定めている。</p> <p>(1) 避難準備(要保護者避難) 情報 ・近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い場合。</p> <p>(2) 避難勧告 ・近隣で浸水被害、道路冠水が発生し、被害が拡大している場合。</p> <p>(3) 避難指示 ・近隣で浸水が床上に及んでいる場合。</p>	<p>別添、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」参照。</p> <p>(1) 避難準備情報 ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫危険水位に達すると見込まれるとき。 ・漏水等が発見されたとき。</p> <p>(2) 避難勧告 ・氾濫危険水位に到達したとき。 ・氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき。 ・異常な漏水等が発見されたとき。</p> <p>(3) 避難指示 ・堤防が決壊するおそれがあるとき（異常な漏水の進行や亀裂等が発見されたとき） ・決壊や越水・溢水の発生又は氾濫発生情報が発表されたとき。</p>	<p>・避難準備情報 はん濫注意水位（2.50m）に到達し、1時間後に避難判断水位（4.70m）に達すると予測され、なお水位の上昇が見込まれるとき。</p> <p>・避難勧告 ①避難判断水位（4.70m）に到達し、1時間後にははん濫危険水位（5.10m）に到達すると予想されるとき。 ②河川はん濫のおそれがあるとき。</p> <p>・避難指示 ①はん濫危険水位（5.10m）を超えたとき。 ②堤防が決壊するおそれがあるとき。（堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき。）</p>	<p>(1) 避難準備情報 河川の水位が氾濫注意水位に到達（氾濫注意情報、水防警報が発表）し、なお水位の上昇が予想される場合、該当する地域に対し、避難準備情報を発表するとともに、避難行動に時間を要する災害時要援護者へ避難行動の開始を求める。</p> <p>(2) 避難勧告 避難判断水位に到達（氾濫警戒情報が発表）し、なお水位の上昇が見込まれる場合、又は、河川巡視により氾濫のおそれがあるとき、堤防の決壊に繋がるような漏水箇所が発見したときは、該当する地域に対し避難勧告を発表する。</p> <p>(3) 避難指示 氾濫危険水位に到達（氾濫危険情報が発表）した場合、又は、大雨特別警報が発表されたとき、河川巡視により堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見したとき、堤防の決壊や越水のおそれがあるとき、破堤又は越水が発生したときは、避難指示に切替える。</p> <p>※避難勧告等の発令の要否は、気象予測（降雨等）、河川巡視、河川水位情報等より総合的に判断する。 ※平川市（百田水位観測所・上岩木橋水位観測所）タイムラインの事例あり</p>	<p>(1) 避難準備情報 ・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・内水により床下浸水や道路冠水が発生したとき。</p> <p>(2) 避難勧告 ・水位観測所の水位が1時間後に付近の土手の高さに達することが予想される場合。</p> <p>(3) 避難指示 ・水位観測所の水位が1時間後に付近の土手の高さに到達、越水した場合。</p>
避難場所・避難経路	<p>○避難場所は、青森市洪水ハザードマップ及び市ホームページで周知。</p> <p>○避難経路は指定していない。</p>	<p>・避難所は地区別防災カルテや洪水ハザードマップにて周知していたが、平成27年度に災害種別ごとに指定緊急避難場所及び指定避難所の見直しを行った。見直し後の避難所については、市ホームページや広報誌により住民へ周知している。 避難経路に関しては事前に指定していない。</p>	<p>・小中学校や公民館などの公共施設。 避難経路については指定していない。</p>	<p>避難所は、洪水ハザードマップ・市ホームページで周知している。 避難経路については指定していない。</p>	<p>・避難所はつがる市防災ハザードマップ・HP等により周知。</p> <p>・防災ハザードマップは全世帯へ配布し、同内容をHPで公表している。</p>	<p>・避難所は洪水HM、市ホームページで周知。 避難経路については、未策定。</p>	<p>避難所は、村ホームページで周知している。 避難経路については指定していない。</p>
住民等への情報伝達の体制や方法	<p>○避難勧告等を発令した場合は、浪岡地区防災無線、広報車、報道機関の活用、また、市職員、町内会を通じて個別訪問、電話等により実施。</p>	<p>・避難準備情報、避難勧告等の伝達にあたっては、避難勧告等の発令の判断基準を基に、気象予測や各種情報・状況を踏まえ、市から各関係機関等を利用して、被害が及ぶと予想される地域を主に情報を伝達する。 具体的な方法としては、市及び消防署・消防団の広報車、防災行政無線、JAの有線放送、インターネット（ホームページ、ツイッター、フェイスブック）、報道機関等を活用する。</p>	<p>・避難準備情報、避難勧告等を発令した場合は、防災行政無線・市ホームページ・フェイスブック・広報車・消防団車両・エリアメール等による広報活動を行うとともに、自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携により、避難対象地区の住民への情報周知を図る。</p>	<p>・避難準備情報、避難勧告、避難指示等を発令した場合には、市ホームページ、防災行政無線、緊急速報メールを使うほか、五所川原FMへ災害・避難情報の放送を依頼し、市内全域へ確実に情報を伝達する体制を整えている。</p>	<p>・避難の準備情報・勧告・指示を発令した場合は、防災行政無線・市HP・広報車・消防署（団）車両・携帯3社（ドコモ・AU・ソフトバンク）のエリアメール等による広報活動により、避難対象地区の住民への情報周知を図る。</p>	<p>・避難勧告等を発令した場合は、防災行政無線、町会放送、広報車、市ホームページ、ツイッター、緊急速報メール、防災情報メール、アラートを通じて、該当地区の全ての人に伝わるよう留意して伝達する。 また、消防団や自主防災組織との連携を密に、避難行動要支援者等への避難支援及び住民への周知漏れを防ぐ。</p>	<p>・避難勧告等の伝達は、同報系無線の使用や車両による広報、報道各社への放送要請、村ホームページへの掲載を行うとともに、各担当部局から民生委員児童委員、地区会長、消防団長等への電話など、様々な手段で実施する。</p>
避難誘導体制	<p>○誘導に当たっては、適切な時期と適切な避難方向への誘導、要配慮者の優先及び携行品の制限等に留意し、実施する。 ○避難誘導員は、市職員、消防職団員、自主防災組織構成員等が当たることとし、災害の状況によって誘導できない場合は、自らの生命の安全の確保を最優先とする。 ○避難誘導の方法は、避難者数及び誘導員数に応じて、避難集団に付き添って避難を誘導する方法（引き連れ法）、または避難者大勢に対して避難路上で避難方向等を指差したり、口頭で指示する方法（指差し法）のいずれか、あるいは併用により実施する。</p>	<p>(1) 誘導に当たっては、適切な時期と適切な避難方向への誘導、要配慮者の優先及び携行品の制限等に留意し、実施する。 (2) 避難誘導員は、市職員、消防職団員、自主防災組織構成員等が当たることとし、災害の状況によって誘導できない場合は、自らの生命の安全の確保を最優先とする。 (3) 避難誘導の方法は、避難者数及び誘導員数に応じて、避難集団に付き添って避難を誘導する方法（引き連れ法）、または避難者大勢に対して避難路上で避難方向等を指差したり、口頭で指示する方法（指差し法）のいずれか、あるいは併用により実施する。</p>	<p>・市職員、警察、消防団員、自主防災組織等が連携して、危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める。</p>	<p>・市職員、警察官、消防団員、自主防災組織等が連携して、危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める。</p>	<p>・市職員、消防署、消防団、自主防災組織等が連携し避難誘導に努める。</p>	<p>(1) 避難の誘導は、市及び消防署と連携しながら、消防団及び自主防災組織等が中心となり、組織的に実施する。 (2) 避難行動要支援者への避難誘導及び支援が円滑に行われるよう、平常時より、自主防災組織等の防災関係機関による要支援者情報の把握に努めるとともに、地区において、様々な機会を利用した避難訓練や防災訓練等を実施する。</p>	<p>・村職員、消防団員、自主防災組織構成員が当たるとともに、組織的に実施する。</p>

② 水防に関する事項

項目	青森市	弘前市	黒石市	五所川原市	つがる市	平川市	西目屋村
河川水位等に係る情報提供	<p>○目視による確認及び観測サイトにてリアルタイムで情報収集し、関係機関へ連絡。 ○他の情報（県の災害サイト等）に対する住民への意識啓発。</p>	<p>・弘前市水防計画に記載の伝達系等による。</p>	<p>・水防団（消防団）事務局職員より直接消防団へ連絡。</p>	<p>・河川水位の上昇が予想されるときは、岩木川に設置された水位観測地点を関係機関と連携し、目視による確認及び観測サイトにてリアルタイムによる情報収集に努める。</p>	<p>・水防団へは、市消防本部から連絡をしている。</p>	<p>・消防団事務局職員が、各水位超過ごとに、無線機及び電話連絡、メール等で、消防団に連絡する。</p>	<p>・河川水位の上昇が予想されるときは、岩木川に設置された水位観測地点を関係機関と連携し、目視による確認及び観測サイトにてリアルタイムによる情報収集に努める。</p>
河川の巡視区間	<p>○巡視区間は定めていないが、過去の被害履歴箇所を重点的に巡視。</p>	<p>・消防団員が担当区域内の河川および堤防を随時巡視している。</p>	<p>・水防団の受け持ち区間などの記載なし。</p>	<p>・各水防団の受け持ち区間（水防警戒受け持ち区間図）があり、出動指令を受けて巡視を実施する。</p>	<p>・各水防団の受け持ち区間があり、出動指令を受けて、巡視を実施する。</p>	<p>・各水防団の受け持ち区間があり、出動指令を受けて巡視を実施する。</p>	<p>・水防団及び消防機関が巡視を実施している。</p>
水防資機材の整備状況	<p>○浪岡事務所敷地内に水防資機材を備蓄。 ・発電機1台 ・土のう300袋 等</p>	<p>・市内5カ所の水防倉庫に水防用資機材を配備している。毎年度、出水期前に作成済み土嚢のストックを準備している。</p>	<p>・麻袋 1,000袋 ・土のう袋 2,000袋</p>	<p>・防災倉庫等に土のう約2500袋、排水ポンプ車1台を常備している。</p>	<p>・土嚢を消防署に保管。</p>	<p>・本庁及び各支所等に土のう及び土のう袋、ブルーシート、山砂を備蓄 ・各地区集会所等に土のう袋と山砂を備蓄 ・所定の消防屯所に、ツルハシやスコップを備蓄</p>	<p>・防災倉庫に麻袋2000袋を保管。</p>
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時		<p>・現状のハザードマップでは、被害を受ける施設はない。</p>	<p>・特になし</p>	<p>・特になし。</p>	<p>・特になし</p>	<p>・特になし</p>	<p>・特になし。</p>

③ 氾濫水の排水、施設引用等に関する事項

項目	青森市	弘前市	黒石市	五所川原市	つがる市	平川市	西目屋村
排水施設、排水資機材の操作・運用	<p>○排水施設の設備なし。 ○排水資機材の操作・運用については、民間業者等に委託して排水作業を実施することになる。</p>		<p>・特になし</p>	<p>・協定締結先の民間業者等へ依頼して排水作業を実施している。</p>	<p>・状況に応じ、消防署（団）のポンプ等を活用した排水作業を行う。</p>	<p>・施設・資機材は特に整備していないが、状況に応じ、消防団の消防ポンプを活用した排水作業を行う体制としている。</p>	<p>・特になし。</p>

岩木川水系

参考資料3

藤崎町	大鰐町	田舎館村	板柳町	鶴田町	中泊町	青森県（河川砂防課）
<p>・避難準備情報 気象予報等が発表され、災害により人的被害の発生のおそれがあり、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要し、事前に避難準備することが適当であると認められる者が、避難行動を開始する必要がある場合</p> <p>・避難勧告 災害により人的被害の発生のおそれがあり、災害の拡大を防止するため、特に必要がある場合に、町民に対し、避難のための立ち退きを勧めるとともに指示する。</p> <p>・避難指示 災害による被害の危険が切迫している場合等で、避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められる場合に、町民に対し、避難のための立ち退きを勧めるとともに指示する。</p> <p>※避難勧告等の発令については、各種防災気象情報、現地情報等を取集し、総合的に判断する。</p>	<p>(1) 避難準備情報 ・気象予報・警報等が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断されるとき ・災害の発生を覚知し、諸般の状況から災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適当であるとき ・上記の場合において、特に避難行動に時間を要する災害時要援護者等に対する避難行動支援対策を行う必要があるとき</p> <p>(2) 避難勧告 ・避難準備より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき ・災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき</p> <p>(3) 避難指示 ・避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき ・災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき</p>	<p>1 避難準備情報 ①観測所水位が「氾濫注意水位」に到達した場合。 ②気象予報・警報等から、事前に避難準備をすることが適当であると判断される場合。 ③災害の発生を覚知し、諸般の状況から災害の拡大が予想される場合。</p> <p>2 避難勧告 ①観測所水位が「避難判断水位」に到達した場合。 ②避難準備より状況が悪化した場合。</p> <p>3 避難指示 ①観測所水位が「氾濫危険水位」に到達した場合。 ②避難勧告より状況が悪化した場合。</p>	<p>○避難準備情報 観測所水位が氾濫注意水位（14.00m）に達した場合。 災害時要援護者等で、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</p> <p>○避難勧告 観測所水位が避難判断水位（16.10m）に達した場合。 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</p> <p>○避難指示 観測所水位が氾濫危険水位（16.40m）に達した場合。 ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況</p>	<p>(1) 避難準備情報 ・水位観測所の水位が氾濫注意水位（14.00m）に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・漏水等が発見された場合</p> <p>(2) 避難勧告 ・水位観測所の水位が避難判断水位（16.10m）に達した場合 ・異常な漏水等が発見された場合</p> <p>(3) 避難指示 ・水位観測所の水位が氾濫危険水位（16.40m）に到達した場合 ・異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ・決壊や越水・溢水の発生又は氾濫発生情報が発表された場合</p>	<p>①避難準備情報 水位観測所において、はん濫注意水位に到達し、1時間後に避難判断水位を超えると予想され、なお、水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②避難勧告 水位観測所において、避難判断水位に到達し、1時間後に氾濫危険水位に到達すると予想される、または河川氾濫の恐れがある</p> <p>③避難指示 水位観測所において、氾濫危険水位に到達する、または堤防が決壊する恐れがある、大雨特別警報が発表される</p>	<p>・河川管理者と気象庁が共同で洪水予報を発表し、自治体への連絡とマスコミ等を通じた住民への周知を行っている。 平川上流：弘前市・平川市・大鰐町・田舎館村 十川：青森市・五所川原市・板柳町・藤崎町</p> <p>・河川管理者が水位周知河川と指定して、自治体への連絡とマスコミ等を通じた住民への周知を行っている。 ・岩木川水系 7河川</p>
<p>・避難所は、洪水ハザードマップ・町ホームページにより周知。 ・洪水ハザードマップは全世帯へ配布し、同内容をHPで公表している。 避難経路については指定していない。</p>	<p>・避難場所については、町ホームページに記載している。 ・洪水ハザードマップは、毎戸配布済み。</p>	<p>・洪水ハザードマップを毎戸に配布している。 また、村ホームページにハザードマップを掲載している。</p>	<p>・板柳町洪水ハザードマップにより周知（経路については表示なし）</p>	<p>・洪水ハザードマップを全世帯に配布しており、洪水ハザードマップを町ホームページにも掲載している。 避難経路に関しては、特に指定はしていない。</p>	<p>・避難所は洪水ハザードマップにより記載しているが、避難経路は特に指定していない</p>	<p>・浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体で作成するハザードマップの作成支援。 ・岩木川水系では、7河川において、今後5年間で目標に洪水浸水想定区域を公表予定。</p>
<p>・避難勧告等の伝達は、災害の種類や規模、伝達すべき区域の範囲、時間帯等を考慮し、同報系無線の使用や車両による広報、報道各社への放送要請、町ホームページへの掲載を行うとともに、地区情報調査連絡員（町内会長、消防団地区分団長、民生委員児童委員、独居高齢者安心電話協力員、近隣協力員等への電話など、様々な手段で実施する。）</p>	<p>・避難勧告・指示を発令した場合は、町防災行政無線、広報車、緊急速報メール、消防団員等による巡回により伝達する</p>	<p>・避難の勧告・指示を発令した場合は、村防災行政無線、拡声器付広報車、緊急速報メール（エリアメール）、村職員・消防団員による巡回等により伝達する。</p>	<p>・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、町広報車、町職員・消防団員による巡回等により町民に伝達する。</p>	<p>・避難勧告等の伝達は、災害の規模や伝達すべき区域の範囲、時間帯等を考慮して、下記のとおり様々な手段を用いて実施する。 ①防災行政無線及び町公用車で、対象地域の住民に伝達 ②インターネット（ホームページへの掲載やLアラート、登録制メールなど）を通じて伝達 ③災害・避難情報を町内全域の携帯電話へ配信（緊急速報メール） ④町内会、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会を通じて避難の呼びかけ ⑤消防職員、消防団員を通じて避難の呼びかけ</p>	<p>・避難の勧告・指示を発令した場合は、防災行政無線や広報車、緊急速報メールにより住民へ伝達するほか、警察や消防、消防団と連携し、戸別訪問や電話対応を実施する</p>	
<p>・町職員、警察官、消防団員、自主防災組織等が連携して、危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める。</p>	<p>・避難誘導は町職員、消防署、消防団員、自主防災組織等が連携して、避難誘導に努める</p>	<p>・村職員、消防署、警察署、自主防災組織等が連携して、避難誘導に努める。</p>	<p>・町職員・消防団員・自主防災組織が連携して、危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める。</p>	<p>・町職員、消防団員、自主防災組織が連携して、危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める。</p>	<p>・避難の誘導は町職員、消防職団員、自主防災組織構成員等が当たることとし、災害の状況によって誘導できない場合は、自らの生命の安全確保を最優先とする</p>	

藤崎町	大鰐町	田舎館村	板柳町	鶴田町	中泊町	
<p>・町災害対策本部より直接町消防団へ連絡。</p>	<p>・町災害対策本部から直接消防団へ連絡</p>	<p>・村災害対策本部から直接村消防団へ連絡</p>	<p>・水防団（消防団）事務局職員より直接消防団へ連絡</p>	<p>・河川水位の上昇が予想されるときは、板柳町轄橋に設置された水位観測地点の情報を観測サイトにてリアルタイムで情報収集に努め、関係機関と連携しながら目視による確認を含む総合的な情報を共有する。</p>	<p>・要配慮者利用施設や防災関係機関に電話等で直接連絡する</p>	<p>・河川管理者が基準観測所の水位により水防警報を発令。</p>
<p>・町職員及び河川に隣接する消防団員により巡視を実施する。</p>	<p>・町職員、消防団が巡視を実施している</p>	<p>・水防団の各分団の受け持ち区間があり、目視による巡視を行う。</p>	<p>・町職員及び河川に隣接する消防団員により巡視。</p>	<p>・消防団員が巡視を実施している。</p>	<p>・地域防災計画には記載はないが、水防団（消防団）には管轄する警戒区域の巡視を依頼している</p>	<p>・出水時には、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施。</p>
<p>・土嚢 約800袋 ・排水ポンプ 2台 ・水中ポンプ 6台</p>	<p>・土のうを約200体、土のう袋を約1,500枚保管</p>	<p>・土のう袋1,500枚、シート20枚など</p>	<p>・麻袋1,100袋</p>	<p>・水防倉庫と消防署に保管。</p>	<p>・消防署、公共施設に土嚢を保管しているほか、建設業協会と「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結しており、土嚢の確保に努めている</p>	<p>・各地域整備部毎に水防機材を備蓄。</p>
<p>・特になし</p>	<p>・特になし</p>	<p>・浸水が想定される区域に対象となる施設はない。</p>	<p>・特になし</p>	<p>・特になし。</p>	<p>・現状のハザードマップでは災害対策本部となる役場庁舎に浸水被害はなく、庁舎が何らかの原因により使用できない場合の代替施設（パルナス）においても浸水被害の問題はない</p>	

藤崎町	大鰐町	田舎館村	板柳町	鶴田町	中泊町	
<p>・町内に3つの排水機場があり、通常時は無人だが、大雨の場合職員が配置され、排水を行う。</p>	<p>・施設、資機材の配備なし</p>	<p>・施設の配備なし</p>	<p>・施設・資機材なし。</p>	<p>・小型動力ポンプを配備。</p>	<p>・町内に4箇所（若宮・十三・芦野・高根）の排水機場があり、大雨等で水門が閉まった場合、改良区の職員が内水の排水を行う体制を確保している</p>	

岩木川水系

参考資料3

青森県（防災危機管理課）	青森地方気象台	津軽ダム工事事務所	浅瀬石川ダム管理所	青森河川国道事務所	現状に対する課題
・避難勧告・指示等の具体的な発令基準を策定するよう市町村に指導している。	・河川管理者と気象庁が合同で洪水予報を発表し、自治体への連絡とマスコミを通じた住民への周知を行っている。  ・気象警報・注意報を発表し、現象ごとに警戒期間、注意期間、ピーク時間帯、雨量などの予想最大値等を周知。		・ダムからの放流による下流河川の災害発生の恐れがある場合には、浅瀬石川ダム管理所長より関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）をしている。	・河川管理者と気象庁が合同で洪水予報を発表し、自治体への連絡とマスコミを通じた住民への周知を行っている。  ・災害発生の恐れがある場合には、国交省事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）をしている。	・避難勧告等の発令に対し、支川等を含めたタイムラインや明確な発令基準（水位、降雨、気象状況など）が決められていないため、タイムラインの拡充と作成したタイムラインのブラッシュアップしていく必要がある。
・災害種別毎に指定避難所及び指定避難緊急場所の指定・公示を行うよう市町村に指導している。				・浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体が作成するハザードマップの作成支援。	・避難対象地域が広範囲だと住民の避難行動に結びつかない傾向があるため、大規模氾濫など広範囲の浸水時を想定した隣接する市町村間の広域避難計画・施設・経路の策定及び住民への周知の必要がある。
・市町村が避難勧告等を発令した場合、放送事業者に対し、放送による協力要請を行っている。  ・青森県防災HPにより、住民へ周知を行っている。		・ダム放流の際は、「津軽ダム放流通報連絡会」メンバーに放流通報（FAX）すると共に、ダム下流河川の放流周知（サイレン及び放送）を実施する。	・ダムからの放流について、放流通知や下流警報等により、自治体・消防等や一般住民へ伝達している。	・青森河川国道事務所のホームページにポータルサイトを作成し、河川の水位や画像などの河川の水位情報等について提供。  ・河川管理者と気象庁が合同で洪水予報を発表し、自治体への連絡とマスコミを通じた住民への周知を行っている。	・災害時にエリアメールや情報発信サービスメール、WEBによる情報発信を行っているが、一部の利用者にとどまっているため、地域住民への確実な災害情報の伝達できていない懸念がある。  ・災害情報を発表・公表しているが住民側にはわかりにくく、適切な行動に結びついていない恐れがあるため、理解しやすく詳細な情報を周知しなければならない。
					・発災時に地域住民が的確な避難行動をとることができるよう、避難所の場所、避難準備、避難の心得等の広報活動を実施、周知徹底を図る必要があり、市町村職員、水防団員等もそれぞれの役割を明確にしておく必要がある。

					現状に対する課題
・青森県防災HPにより情報提供している。		・ダム総量（流入量、放流量、貯水位）については、事務所ホームページで提供している。	・浅瀬石川ダム管理者が浅瀬石川ダムの水位により、ダム放流警報・情報等を関係機関へ通知。	・河川管理者が基準観測所の水位により水防警報を発令。	・基準水位観測所の対象区間が広範囲であるため、優先的に水防活動を実施すべき箇所の特選・共有が難しい。
	・出水期前に、自治体、水防団等と災害危険箇所の合同巡視を実施。	・ダムからの放流が行われる際は、事前に、下流河川（ダム～目屋橋）の巡視を行う。	・出水期前に、ダム下流自治体、警察、消防、土地改良区等と放流通報区間の確認等の連絡会を実施。	・出水期前に、自治体、水防団等と災害危険箇所の合同巡視を実施。  ・出水時には、河川管理施設の点検及び重点監視区間の確認をするため河川巡視を実施。	・水防団は河川管理者との情報共有が不十分となっている。また、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少ないため、発災時に水防団が確実な活動ができないことが懸念される。
				・出張所、防災ステーション、水防拠点に水防資機材を備蓄。	・水防資機材において、水防団等と河川管理者による備蓄・状態情報の共有が不十分であり、製作済みの土のうが、劣化により使用できない可能性があることが懸念される。
					・非常用電源、重要設備の耐水性が確保できていない恐れがある。

					現状に対する課題
				・堤防決壊の当日から排水ポンプ車による浸水の排水作業を実施。必要に応じ、全国の地方整備局から排水ポンプ車を投入し、浸水箇所における排水作業を実施する。	・決壊を伴う大規模氾濫時等における排水機場、水門、樋門等の操作に関わる情報が関係機関に共有されていない、排水開始・終了のタイミングが明確にされていない。